

平成２０年度改定に向けた医療技術の評価・再評価に係る 評価体制及び方法について

概要

医療技術評価分科会においては、平成１５年度より学会等に技術評価希望書の提出を求め、医療技術評価の参考にしてきたところであるが、平成１８年度改定においては、臨床医を中心としたワーキンググループによる一次評価及び当分科会における二次評価を行い、中央社会医療協議会基本問題小委員会へ報告した。平成２０年度改定においても、平成１８年度改定と同様に下記のとおり実施する。

１．分科会における評価対象技術

分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第２章特掲診療料第３部（検査）から第１２部（放射線治療）、又は歯科診療報酬点数表第２章特掲診療料第３部（検査）から第１３部（歯科矯正）に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする。

２．分科会において評価対象とする評価提案書

以下の学会から提出された評価提案書（別紙）について評価を実施する。

＊日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合、外科系学会社会保険委員会連合、日本歯科医学会専門分科会の何れかに属する学会、日本薬学会、及び看護系学会等社会保険連合

３．評価方法

評価は２段階で実施する。

（１次評価）臨床医を中心としたワーキンググループを設置し、専門的観点から当該技術に係る評価を実施。技術評価分科会の委員はいずれかのワーキンググループに属する。ワーキンググループは原則非公開とする。

（２次評価）１次評価結果において高く評価された一定数以上の技術を対象に、医療技術評価分科会全体会合において、より幅広い観点から評価を実施。

４．評価結果の取り扱い

評価結果は中央社会保険医療協議会基本問題小委員会に報告する。

*平成18年度改正において実施された技術評価体制及び方法からの変更点

- (1)「技術評価希望書」の名称を「技術評価提案書」に変更する。
- (2)保険既収載技術の評価提案書において、再評価区分の「点数の見直し」を増点するものと減点するものの2つの項目に分ける。
- (3)保険未収載技術の評価提案書において、技術の導入に伴い代替される保険既収載技術との比較（効果・費用）を記載する項目を新たに設ける。

5. 実施スケジュール

平成19年3月上旬	提案書配布、提出受付開始
6月29日	提出締め切り、重複・薬事法などの確認
7～9月	ワーキンググループによる評価
10月以降	1次評価終了、技術評価分科会にて2次評価 評価結果を中央社会保険医療協議会基本問題小委員会に 報告